

三重県研修医研修資金貸与制度 Q&A

Q1 どれだけの金額を貸与してもらえますか？

臨床研修医研修資金は2年を上限として年に1,500,000円、専門研修医研修資金は、4年を上限として年に3,300,000円の貸与が受けられます。(臨床研修医研修資金は2年間の総額は3,000,000円、専門研修医研修資金は4年間の総額が13,200,000円となります)

Q2 三重県出身・三重大学出身でないと貸与が受けられませんか？

三重県出身の方はもちろん、県外出身の方でも貸与を受けることができます。また、三重大学卒業生だけでなく、他の国公立大学や私立大学の卒業生も対象です。

Q3 どのような人が貸与の対象者となりますか？

貸与を受ける条件として、臨床研修医研修資金は、三重県内の病院で臨床研修を受けていること、専門研修医研修資金は三重大学または県内の病院において、知事が指定した研修プログラムにより研修を受けている必要があります。また、臨床・専門研修終了後、県内で一定期間勤務する意思のある方を対象としています。

Q4 専門医研修資金の「知事が指定した研修プログラム」とはどのようなプログラムですか？

指定地域における医療の確保と質の向上に資する総合診療科、産科、小児科(新生児科)、放射線治療、麻酔科、救急医療等の専門研修プログラムを対象とし、申請された専門研修プログラムを個別に指定させていただきます。

Q5 専門医研修資金の「指定地域」とはどのような考え方で指定された地域ですか。

指定地域は、三重大学医学部医学科推薦枠地域枠Bの対象地域に準じて指定しております。

Q6 専門医研修資金は、大学院生は対象にならないのですか？

知事が指定する研修プログラムに基づき大学院に在学している場合は、対象となりますが、それ以外の場合は、対象外となります。

Q7 研修1年目しか貸与が受けられないのですか？

何年目の方でも貸与を受けられます。ただし、臨床研修医研修資金は、2年目から貸与を受けても返還免除に必要な勤務期間は1年目から貸与を受けた場合と同じ3年です。

Q8 学生時代に他の奨学金を借りていても貸与を受けられますか？また、他の研修資金制度との併用は可能ですか？

日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば学生時代に他の奨学金を借りていても貸与を受けることが可能です。ただし、就労義務のある奨学金や研修資金の貸与を受けていた場合、受けている場合は貸与できません。

三重県医師修学資金、三重県臨床研修医研修資金、三重県専門研修医研修資金の相互の併用は可能ですが、貸与者の選考に当たっては、これらの資金の貸与状況も考慮し、より貸与を必要としている人に決定します。

Q9 貸与の条件に本人や家族の収入制限がありますか？

申請に必要な書類として連帯保証人の所得証明を添付していただきますが、本人や家族の収入制限は特にありません。ただし、明らかに返済能力のない方は除きます。

Q10 貸与人数は何名ですか？

新規貸与人数は、選考のうえ、臨床研修医研修資金は20名以内、専門研修医研修資金は10名以内を予定しています。

Q11 申請したらどのように貸与が決まりますか？

申請いただいた方については、面接を行い、三重県健康福祉部に設置する選考委員会において審査を行ったうえで、貸与者を決定する予定です。貸与が決定した方には借用書等を提出いただき、研修資金を入金します。2年目以降は4月末に入金します。

Q12 定員を超える応募があった場合、どのような基準で選考するのですか？また、応募者が定員内であれば確実に貸与してもらえますか？

応募者の選考基準ですが、
返還免除のための勤務期間の後も三重県に残ってもらえる
将来の三重県の医療を担う人材となる気概を持つ
経済的に貸与を必要としているか
義務期間内にへき地・医師不足機関で勤務する意欲
などを考慮して、三重県健康福祉部に設置する選考委員会で審査のうえ選考します。
なお、応募者が定員内であっても、目的と合わない方、必要性が低いと選考委員会において判断された場合は、貸与できません。

Q13 返還免除になるためにはどうすればいいですか？

次の期間勤務すれば返還免除となります。

- 臨床研修医研修資金
- ・臨床研修終了後、引き続き県内救急病院等に3年間勤務すること
- 専門研修医研修資金
- ・専門研修プログラム終了後、引き続き県内救急病院等に貸与を受けた期間の1.5倍の期間勤務すること
- ・ただしそのうちの2年間（貸与を受けた期間が1年の場合は1.5年）は、知事の指定する医療機関（ ）で勤務していただくことになります。

知事の指定する医療機関とは、指定地域における救急告示病院等及び指定地域以外における二次救急医療施設、三次救急医療施設、三重県精神科救急医療システム救急医療施設等、小児救急拠点病院及び三重県地域医療再生計画に基づく三重県・地域家庭医育成拠点整備事業対象医療施設（ただし、県内救急病院等に限りません）。

Q14 返還免除になるために勤務することになる救急病院等とはどのようなところですか？

次の医療機関のいずれかとします。

- 救急告示病院
- 小児救急医療拠点病院及び地域小児救急医療センター
- 精神科救急医療施設及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等
- へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地の公立医療機関

Q15 医師修学資金、臨床研修医研修資金、専門研修医研修資金をそれぞれ借りた場合、返還免除となる勤務期間はようになりますか？

医師修学資金を借りている場合は、卒業後10年間(県内勤務医プログラムの場合)勤務し、医師修学資金の返還免除となった後に、臨床研修医研修資金、専門研修医研修資金の返還免除のための勤務期間が開始されます。臨床研修医研修資金を借りていた場合は、返還免除のための3年間の勤務期間が終了した後に専門研修医研修資金の返還免除のための勤務期間が開始されます。

具体的には別添の表をご覧ください。

Q16 返還する場合は借りた金額を返還すればよいのですか？

県内で勤務することができないなどの理由により返還していただく場合は、貸与を受けた額に年10%の利息をつけて返還していただくこととなります。

Q17 研修終了後の勤務先は自分で決められますか？

勤務先は三重県内になりますが、救急病院等の中から自分で決めることができます。

ただし、専門医研修資金の貸与を受けた場合は、2年間(貸与を受けた期間が1年の場合は1.5年)知事の指定する医療機関に従事する必要があります。

Q18 県内救急病院等での勤務時は救急医療に専従しないとイケませんか？

救急医療に専従する必要はありません。県内救急病院で通常の勤務をしていれば救急医療に何らかの関わりを持ちますので、それをもって救急医療に従事しているとみなします。

Q19 大学院への進学や国内外への留学はできますか？

臨床研修医研修資金、専門研修医研修資金とも、それぞれ2年間まで県内救急病院等での勤務を中断することができますので、2年以内の留学は可能です。大学院に関しては、研究のみを行っている期間は中断とみなしますので、大学院で研究のみに従事する期間は最大で2年間です。ただし、三重大学大学院に在籍しながら大学病院病棟業務等に従事している場合は勤務医を継続しているとみなします。

三重県医師修学資金も含めて複数の資金の貸与を受けている場合は、それぞれの返還免除を受けるための勤務期間内で、それぞれ2年間の中断期間が取れますので、3種類の資金の貸与を受けた場合は、通算6年間中断することができます。

Q20 専門医研修資金の貸与を受けている間に国内外の留学はできますか？

貸与を受けている期間中であっても原則1年間以内(貸与期間が1年の場合は6か月間)は貸与を受けたまま国内外に留学できます。

Q21 産休や育休、病休をとると返還の対象となりますか？

返還の対象にはなりません。産休は勤務期間とみなし、育休、病休の期間中は中断とみなします。なお、育休、病休による中断については期間の制限はありません。

なお、育児や病気・怪我の治療のために勤務先を退職したとしても届けていただければ返還の対象とはなりません。職場復帰が可能となった後に勤務を再開してください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県健康福祉部医療対策局 地域医療推進課 医師確保対策グループ

電話 059-224-2326 E-mail chiiry@pref.mie.jp